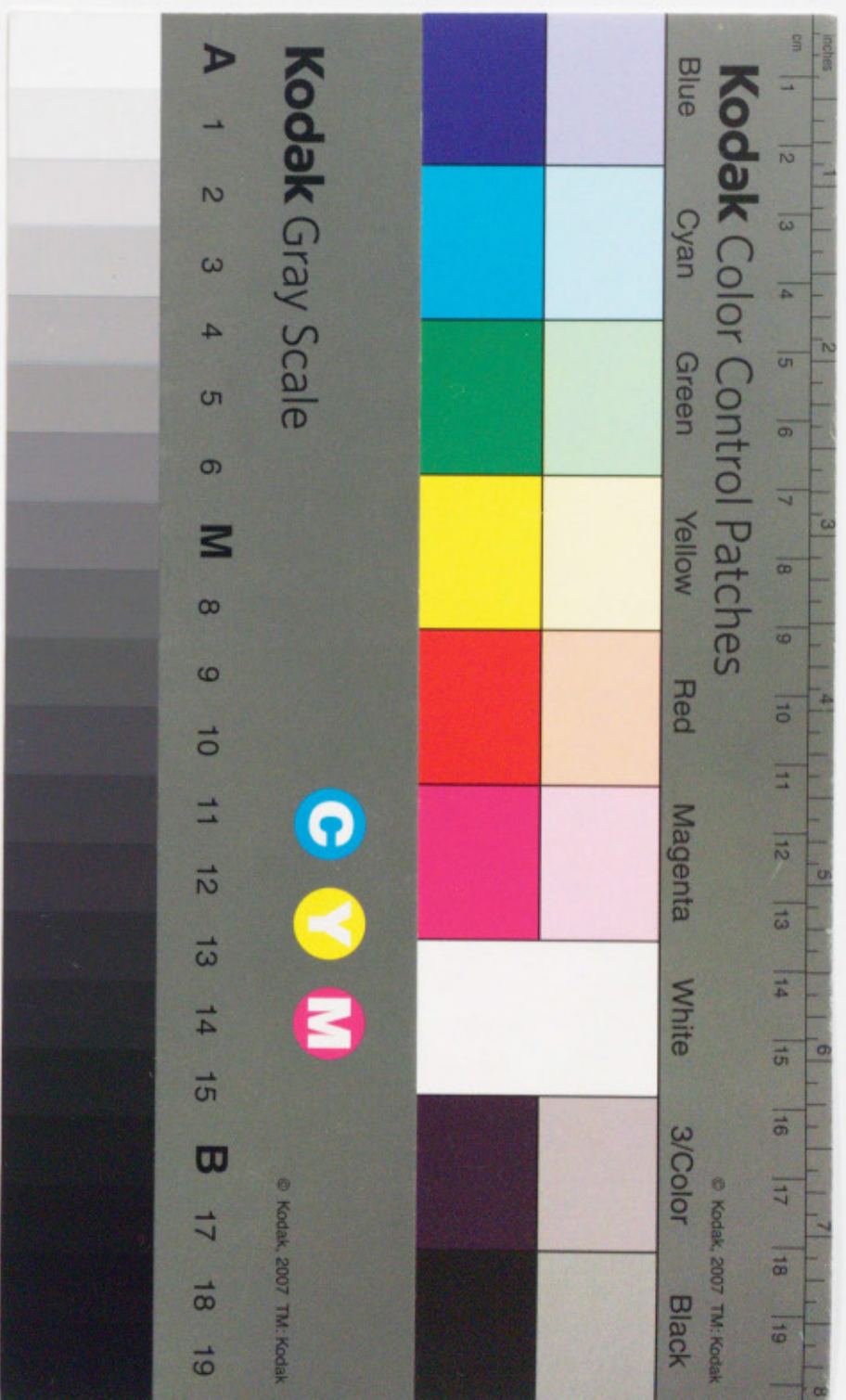




平成二年三月

各務原市資料調査報告書第十一号

文政十二年 徳山分家領騒動記録 (一)

各務原市歴史民俗資料館



文政十二年 徳山分家領騒動記録
(一)

序

ここに『各務原市資料調査報告書』第十一号として、「文政十二年 徳山分家領騒動記録(一)」を刊行できますことを、誠に喜ばしく思います。

「徳山分家領騒動」は、いまから一六〇年程前、旗本徳山氏の分家領(五〇〇石)であった島崎村・野口村・熊田村で領主が財政の行詰りから失政をかさね、農民から厳しい年貢の取り立てを図ったため農民騒動がおこり、更木陣屋の用人を追い出そうとした事件であります。この事件は、文政十二年二月からはじまり、同年八月にはおわりましたが、その間の農民の周到な作戦や地頭所への出願、評定所への箱訴、老中への駕籠訴などの激しい闘いの中にも、農事への執着や隣村農民の幅広い支援などの生々しい記録が見られます。

美濃における農民騒動は、全国的にみてもきわめて発生件数が多いのですが、その結末は多くの犠牲者を出し、悲惨な結果におわるが多かったのです。しかし、この騒動では江戸への出訴人も全員無事に帰村し、処罰もうけることなく所期の目的を達することができたという、他に例をみない記録でもあります。

わたくしどもは、この記録を読むことによって、わたくしたちの先人が、まさに血の出るような思いをして郷土を守り育てくれたことを理解するとともに、将来に向けて役立つことを願ってやみません。

おわりに本書を発刊するに当たり、資料所蔵者をはじめ御尽力下さいました関係の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成二年三月

各務原市教育委員会

教育長 水野定之

目次

序
凡例

徳山氏分家領の文政騒動

岡村騒動一件之目次

文政十二年

二月廿四日	一三
二月廿五日	一六
二月廿六日	二二
二月廿七日	二九
二月廿八日	三八
二月廿九日	四三
二月卅日	四三
三月二日	四四
三月三日	五七
三月四日	五八
三月五日	六〇

三月六日	六二
三月七日	六四
三月八日	六五
三月九日	六六
三月十日	六八
三月十三日	八二
三月廿一日	八五
三月廿二日	八九
三月廿三日	九〇
三月廿四日	九二
三月廿五日	九三
三月廿七日	九七
三月廿九日	一〇三
四月四日	一〇五
四月五日	一〇七
四月八日	一〇九
四月九日	一一〇
四月十日	一一〇
四月十一日	一一四
四月十二日	一一七

四月十三日	一二五
四月十四日	一二六
四月十五日	一二七
四月十六日	一二八
四月廿六日	一二九
四月廿八日	一三二
五月朔日	一三七
五月二日	一四四
五月七日	一四七
五月九日	一四八
五月十三日	一五〇
五月十五日	一五六
五月十七日	一五九
五月十八日	一五九
五月十九日	一六一
五月廿四日	一六二
五月廿六日	一六四
六月二日	一六六

六月七日	一六九
六月十日	一七一
六月十一日	一七三
六月十六日	一七四
六月廿一日	一八二
六月廿二日	一八三
六月廿七日	一八五
六月廿八日	一八六
七月二日	一八六
一件落着	一八八
取暖済為取替一札之事	一九三

積文	二〇七
----	-----

編集後記

干支早見表

凡例

- 一 本報告書は文政十二年（一八二九）に旗本徳山主計領で起きた百姓一揆を村方側が天保二年（一八三一）にまとめた「両村騒動一件之目次」の記録を写真復刻と活字化したものである。
- 一 原文は、蘇原島崎町の大堀幹夫氏所蔵文書を、市歴史民俗資料館が借用し復刻したものである。
- 一 用字は原則として常用漢字音訓表記に書き改め、一部は原文に従い、また変体仮名は平仮名に統一した。
- 一 史料の文字が誤っていると思われる場合は（ ）内に正しい文字を書き、疑わしい場合は（ママ）とした。
- 一 虫損等により判読が困難な場合は、その字数を□で示し、字数の推定が不可能な場合は□ □で示した。
- 一 本文には適宜句読点をつけて、読みやすくした。
- 一 本文中、歴史的用語として、文書にみえる差別用語をそのまま用いた部分がある。これは封建支配の事実を正しく理解し、歴史的身分制度を学び、真の民主社会達成のための基とすることを希求したからである。
- 一 史料の判読および校正は、歴史民俗資料館主任主査兼学芸係長斎藤文彦、同指導主事宮崎憲二、同嘱託足立秀成・佐藤浩子・星野文子が担当した。

徳山氏分家領の文政騒動

旗本徳山五兵衛分家徳山主計家は、江戸時代後期の文政年間に財政危機を招いていた。同家知行所は野口・熊田・島崎の三か村五〇〇石、定免収納高一九九石六斗である。主計は旗本村瀬平四郎（二五〇〇石・武儀郡倉知陣屋）の次男で文政六年（一八二三）に徳山氏の養子となった。その年の一二月には収納期というのにもう次年度収納分の一部を先納調達させたり、翌七年一月には三か村に対し金一〇〇両の調達を命じたりした。村方はこれを伊吹村河合喜兵衛から借用したが、翌年一月地頭所から下げ金がなかったため、一〇年間元利のうち年々一五両ずつ割済しにすることにした。また文政一〇年（一八二七）には実家の役人永井半兵衛（元武儀郡跡部村百姓）を雇い入れて知行所へ派遣し、高用金一〇〇両と人別見立て用金二四〇両を調達させ、同一一年には村方に勝手賄い金仕送りを申し付けたが、村方はまた河合喜兵衛に収納米を引き当てとして金八三兩二分の調達を依頼した。このように徳山主計の知行所収奪は急であった。当時は野口村河合伴七が地役人に取り立てられて知行所支配に当たっていたが、文政一二年（一八二九）再び実家の江戸役人町田喜兵衛を当時備いとし、これと抱き合わせて元本家召し抱えの渡り侍で江戸に戻った佐々木惣左衛門を召し抱え知行所支配に当たらせようとした。二月両役人が領主の下知書を携えて陣屋へ来着したが、知行所村々はその支配を拒否して半年間にわたる越訴・逃散を実行した。

島崎村庄屋の大堀儀助は出府人総代となり、野口村庄屋の安積清右衛門は知行所大庄屋であった。この両人が江戸と地元で人々をまとめ大事を成し遂げた。その誇りを込めて記録をしたためたり書状を大切に保存し後世に残したものである。蘇原島崎町の大堀家にはこの事件の二年後の天保二年（一八三一）に半年がかりで事件の記録をまとめた「両村騒動一件之目次」が、同野口町の安積家には事件当時江戸の出府人と連絡をとりあった書状三五通が残っており、その生々しい状況を知ることができる。左に主な動きを日付を追って摘記する。

二月二四日、町田より河合へ、三か村村役人を連れて更木陣屋へ出頭するよう申し付ける。村役人は新規抱え入れ役人の支配は断る旨の願書を提出。村役人らは、野口村大樹寺へ集まり、幕府領古市場村清助を招いて相談、召し出し御免の願書

を提出する。

二六日、横山茂左衛門を差し添えとして河合が大樹寺へ出役。横山より御用向きを承った上で嘆訴すべき旨説得され、熊田村はお請け、島崎・野口村は、手荒な打擲・入牢によって強迫する佐々木の口を警戒してお請けせず。横山は御用の内容が本家領同様と思えと洩らす。両村より熊田村庄屋源兵衛方へ出向き対談、熊田村は江戸訴に費やす金子で御用を勤めたほうが穏便であると主張し破談。

二七日、町田・横山・松原ら、下役に十手捕縄手鎖等を持たせて大樹寺へ出役。佐々木は本家領庄屋らを引き連れて大島村庄屋宅で待機。両村役人らは召捕りを逃れて古市場村清助方へ寄り合い、小前一同と逃散を決議。出役方は夜に入り村役人宅の家族を追い出し、五寸釘で戸締め。探索を命じられた熊田村役人が各所を窺う。

二八日、両村は男全員家出、女子供も縁故を頼って過半逃げ去る。村役人らは古市場村喜右衛門の別宅へ移り、須衛村庄屋佐右衛門を招いて相談。江戸越訴を決定し、出府人に島崎村儀助・彦作、野口村金左衛門・兼蔵・九兵衛を選ぶ。翌朝犬山吉野屋に集合して出立。二四日より両村役人ら不眠状態。大樹寺には河合・雄総村治右衛門が詰め、下役・熊田村役人らに見廻らせる。

三月一日、郡交代のため笠松に集まった幕府領六か村庄屋が同代官所へ隣村騒動の届書提出。

二日、松原・河合が両村へ出役。さらに一五軒を戸締め。島崎村に番小屋を取り建て、資材・食料を儀助・金左衛門宅から徴発。野口村本家分庄屋に分家分村役人の家族を探させる。金左衛門父母が更木陣屋で佐々木の吟味をうけ五日まで入牢、万右衛門母姉は大樹寺で糺明。

三日、島崎村兵藏妻が発見され陣屋で五日まで入牢、同伊助女房は糺明中に吐血し釈放。大樹寺では八七才と九〇才の老夫婦を吟味。

四日、新加納少林寺へ内寄り合いの会席を頼む。女三、四人入牢。

五日、更木村坂井甚右衛門が分家人格に取り立てられ大樹寺へ出役。

八日、出府人江戸着、築地応善寺へ入る。

一三日、島崎村五右衛門が笠松陣屋御白州へ願書投げ入れ。

一六日、江戸で応善寺の世話により彦作が寺社奉行松平丹波守屋敷へ出訴。

二一日、野口村新右衛門江戸へ出立、出訴催促のため。

江戸表大火により応善寺も類焼、寺社奉行所への再願延期。

二二日、初めて江戸状（三月一六日出）届く、寺社奉行へ出訴の趣のみに失望。

二三日、岩滝村八左衛門が両村へ取り扱い申入れ。大寄り合いのうえ翌日断り、河合の画策と推察。

二五日、先日不受理の町田宛召出御免願書を倉知陣屋へ捨て訴。倉知村も江戸屋敷へ越訴中につき跡部村恵利寺が地頭へ諫言に出府の由。

二七日、二八日、両村田畑麦作手抜けにつき伊吹・古市場両村より耕作手伝い。飛鳥村よりも手伝い。

四月二日、江戸にて彦作が老中水野出羽守へ一回目の駕籠訴決行。小普請頭長井五右衛門へ引き渡し、それより徳山本家へ引き渡し。同所で糺明のうえ村瀬平四郎屋敷にて入牢。

四日、清助方へ寄り合い、芋種掘り出しの相談。縁者を頼み掘りあげ済む。

五日、喜右衛門方へ寄り合い、穀種手当ての相談。古市場・伊吹両村にて苗代田を借りる筈。

江戸にて九兵衛が長井五右衛門屋敷へ駆け込み訴。

八日、大樹寺出役中、坂井を残し町田・松原ら引き払い。

九日夜、野口明神の社へ寄り合い、立ち帰り田畑手入れの相談。古市場村源右衛門ら大樹寺出役中へ、趣意立て（処罰）なしの立ち帰りを交渉。大樹寺にて小前一同へ申し渡し済む。村役人は帰村せず。

一一日、江戸状来着、四月四日出し、彦作駕籠訴の趣。古市場村源右衛門が更木陣屋の模様を通報、役人中互いに身通れし河合に責任を被せた由。一同出訴の祝い。

江戸の評定所へ箱訴、高田野（高田村へ永小作の八か村入会野方、引き戻しを佐々木が要求し寺社奉行にて吟味中）・倉知村の件も記す。

一三日、江戸にて兼蔵が老中水野出羽守へ二回目の駕籠訴。同じく村瀬屋敷へ入牢。

一四日、町田江戸へ出立。

一六日、江戸より河合へ、大垣預り所拝借金利納を申し付け。河合より両村庄屋代へ月次金・夏成金上納を依頼。寄り合いにて騒動落着までは御勝手向き差し支えなきよう上納と決定。

二六日、村役人の家族も立ち帰り。

二八日、坂井より五〇日尋ねの期限切れにつき未帰村者一人の宗門帳除きを申し付け。河合宛に延期願書提出。

五月八日、島崎村五右衛門が江戸へ飛脚同様に立出、一四日出し以降江戸状未着による心配と不用人の帰村催促のため。

九日、万右衛門を倉知村へ聞き合はせに遣わす。江戸儀助および牢内よりの手紙受け取る。清助方へ寄り合い。地頭菩提寺

深川長慶寺による出牢願いや地頭所役人青木丈右衛門との対談に反対する旨書状を認む。

一三日、彦作と同牢した跡部村新右衛門が帰村し江戸の様子を報告、高田村領主安藤対馬守より寺社奉行へ佐々木との対決を要求中の由。

一六日、五右衛門江戸着、入牢三人の者が佐々木の子藤江藤左衛門の拷問に苦しみ、彦作・九兵衛は病気の旨書状に認める。

一八日、佐々木が江戸へ出立。

二六日、江戸にて儀助が老中水野出羽守へ三回目の駕籠訴。同じく村瀬屋敷へ入牢。

二七日、佐々木江戸到着、乱心と偽り引き籠もる。

六月九日、江戸にて寺社奉行より徳山本家へ佐々木呼出し方厳しく申し渡し、四日の日延べ願い。

一〇日、江戸にて徳山本家は佐々木に御門出留め申し付け。

一三日、江戸にて地頭所より四人へ出牢・宿預け申し渡し。

二二日、江戸にて宿預けの四人へ帰村を申し渡し。

二二日、前夜江戸状来着（一五日出、大半落着の旨）。村役人ら古市場村清助方へ寄り合い祝う。

七月二日、出府七人が帰着、一同鶏沼宿まで出迎え。

八月二三日、両村と熊田村と大樹寺にて和融証文に調印、熊田村より入用金のうち五〇両差し出し。

「目次」は七月二日の後に一件落着として次のように徳山氏側の処置を記している。まず五兵衛の舅筒井伊賀守より寺社奉行松平伊豆守へ内意を伺い出たところ、この上等閑に致し置くならば半知にも申し付けなければならぬとのことであった。よって筒井は、主計の所属する小普請組頭長井五右衛門と肝煎長坂三之丞を招き、これを伝えた。また水野出羽守も長井を召し出し、早く解決するよう取り計らいを申し付けた。よって、本家の実家に当たる筒井・柴村与八郎両人が五兵衛方へ赴き、呵りを行った。また長坂が主計を呼んで同様呵りを行った。それより主計自身が筒井・長井などに問い合せて、事の重大さに驚き、早々解決となった。七月上旬佐々木惣左衛門は本家より奉行所へ差し出され、吟味中揚り屋入り、のち江戸御構いとなった。両徳山氏の家政改革を知行所一統が悦び双方の地頭所の万歳を唱える、と結んでいる。

（『各務原市史』通史編近世参照）

天保二癸卯年

卦
冊
之內

每
付
騷
神
伴
之
白
次
乾

八月上統

倉橋部
島
清
村

一、地頭所德山主計様以當代々文政
年

虎師門内村瀬平常様此頃男も書きたる
不意成以勝手向折柄此中家徳山々書様
以勝手向キ口根付渡侍伝来也此頃一名近友
六郎と云
多者新規此頃抱以越行所而陳置至其村
文政九戌年分袖伝来也此頃迄哉以越行所
七村内言掛以因合并此見立以因合身元

一名近友
六老と云

不復應中付又付之林或之端之相覆
 地先空地等之生立の本末を代拂付金と
 揚付之再換地と後田畑と勾欄辰座敷
 野方等と總張と及之を復因以互別の
 互別打ちの増さ中付見而場或は小
 物成等一場所を中さ入中付之意思非
 道一役人等是を而陳在任勤一役人松
 本良との親なる松極道市野村の松の茂良良

皆此等計其後連河之うも出る
 玉此計其後連河之うも出る
 之後大將要人指示迎奉永井千鶴
 此等計其後連河之うも出る
 玉此計其後連河之うも出る

預江吳山得大興及一歲中常無書有
身材伶新預視之事一時地役人與民
之石匠等少至五六十人組隊弄
史~~~~~の古會現漢石分在吾陽村法如
お招き及び後預書お使し且家町田長々々
村に根出沒人改古儀部名被付て種々内儀
考要ゆめ今も野上村に全くと
村に原産者諸友人應通しとて皆月上修

右後何にも當時は僅新親也抱一以役人
 等一以支配は先視頼る一昔に村一交利
 預言お徳の如望に大目朝日の如きお成
 ○尤又目の合式前日一預言持系系系御膝
 屈は御膝はさうは役人何れも一人
 明一握合中一は御合一は役人
 中一は役人一は役人一は役人
 役人何れも一は役人一は役人

可也一毛作は何れも一人
 役人何れも一は役人一は役人
 役人何れも一は役人一は役人
 役人何れも一は役人一は役人
 役人何れも一は役人一は役人

附序文に述ぶ如く、町田氏多精とて、今、随分深
 人極の得た人、と奉向先達、町田氏多精
 同、一計策、一役、一は役人、一は役人
 町田氏多精、一は役人、一は役人

之升小前集……の……白紙……
 所用全紙……伐拂……再搜……
 後……者……指別……
 及遠……者……老若……
 改……者……
 又大……
 有……新……
 ……

白紙書附……奉願……

一……
 今……
 ……
 ……
 ……
 ……
 ……
 ……

以爲。村。小。市。の。海。邊。村。及。人。
 運。送。上。船。入。江。村。是。と。も。母。校。
 而。因。向。新。市。上。江。村。云。主。事。依。家。
 無。足。様。と。云。市。加。江。江。村。再。も。無。
 以。白。古。江。村。以。得。其。以。爲。江。村。中。と。要。之。所。
 相。城。以。得。江。村。以。得。其。以。爲。江。村。中。と。要。之。所。
 入。江。村。其。以。得。其。以。爲。江。村。中。と。要。之。所。
 最。重。也。奉。願。上。江。村。

文政十二年十二月廿日

河倉渚七反

[illegible]

古事高村法中が徳田三吉の書に「一」とある。其の
中「一」は「一」とある。其の
中「一」は「一」とある。其の

○廿六日、新河金氏、お敬はる人々、
而陳金氏、他金氏、お敬はる人々、
木氏、お敬はる人々、
新河金氏、お敬はる人々、
お敬はる人々、

横山氏、お敬はる人々、
お敬はる人々、
遠山氏、お敬はる人々、
お敬はる人々、
お敬はる人々、
お敬はる人々、
お敬はる人々、
お敬はる人々、
お敬はる人々、
お敬はる人々、

是よりあるは一日に三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 又今日後山は金あるは三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 是よりあるは一日に三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 又今日後山は金あるは三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは

後山は金あるは一日に三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 又今日後山は金あるは三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 是よりあるは一日に三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 又今日後山は金あるは三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは

是よりあるは一日に三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 又今日後山は金あるは三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 是よりあるは一日に三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは
 又今日後山は金あるは三つあるは四つあるは
 少くも三つあるは四つあるは五つあるは

了端は、
 今一、
 徳田、
 必、
 諸人、
 取、
 久、
 也

宣是眼破修
おれり
堅く
方々
極く
隔る

○廿七日積山氏河合氏大樹寺、如法之月。一日
打寄海之町、通、再急乳、有、山能留月
は後、何、創、法書、乃、之、跡、是、法、書、材、是
眼、以、免、一、種、書、法、法、儀、多、病、跡、は、初、め、少、無、意
識、重、一、所、方、新、書、乃、之、積、山、河、合、石、龍、通、特
系、東、山、陳、風、此、行、其、心

[illegible]

本村の竹を伐る者二人を村外桐野村
 大木村に伐り人運十手捕縄手候多
 為持最良あり大樹を伐伐候
 本村の竹を伐り人運十手捕縄手候多
 本村の竹を伐り人運十手捕縄手候多

本村の竹を伐り人運十手捕縄手候多

本村の竹を伐り人運十手捕縄手候多

本村の竹を伐り人運十手捕縄手候多

本村の竹を伐り人運十手捕縄手候多

日本先河事とて有るは、
 振合といふ事乎。此の
 といふ字は、
 右の如く、
 下は、
 板大樹寺、
 今外、
 といふ、

[illegible]

叔吉村材役人并
 宇治の法地方、其の店
 親ひは流法を始ノ家目と云方より依て仕事と
 心する次第も有る所ありあは押入大勢格柄
 行方々あるにやうな家目との違ひ
 此處かの流し位なりまゝ中書子格く別
 られぬ或敷或は村田畑小路^{ナミチ}と云
 もうと云ふよりちりぐは迎教は是の方
 路より遊軒なるを命連も老幸親

石一仁^ニ
後^{サツス}
雅^ル
村^ル
月^ル
灯^ル

相江寺家底名所と華嚴寺中修海寺

是の寺は相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

○廿九日法華寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

○廿日法華寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。相江寺は古くは相江寺と云ふ所なり。

明らるる家世は代々書道師の家にあり
 又仙翁より書道何一法も傳へず
 此の佐々木氏大に可いせし入道中門
 名は是よりと稱ふに村に在り書道房は勝
 村の爲にむよと稱ふ編者あり書道は
 雙回村幸家氏も百回を多次教へり石傳
 方心傳の傳へは彼は汝乳の乳を極樂系
 等々一とあり送賜の吐白と一と汝は

々傳は汝乳一とあり人傳は書道房は勝
 村の爲にむよと稱ふ編者あり書道は
 雙回村幸家氏も百回を多次教へり石傳
 方心傳の傳へは彼は汝乳の乳を極樂系
 等々一とあり送賜の吐白と一と汝は
 事級は汝乳一とあり人傳は書道房は勝
 村の爲にむよと稱ふ編者あり書道は
 雙回村幸家氏も百回を多次教へり石傳
 方心傳の傳へは彼は汝乳の乳を極樂系
 等々一とあり送賜の吐白と一と汝は

香齋張氏

德 榮 文 源 弘 亨
物 物 藏 古 古 古

所設

石鼓隣村山形新村之志松齋客西遊之書廣平之山有

100-100

[illegible]

何事と云せ惜し秋も月乃と云ふは
 今更に清く日暮るは
 おん人こと常しく前掲屋根一書或
 根下おん人入は一人の事と種
 是の事は
 多師の事
 何事か
 鶴ケツモノと云ふ
 様

雨あけ中
 前記
 連桐
 帝
 今
 お
 君
 君

或る所を先^手に占むるは、
 尤もなるべし。

又先達二月下旬、自今大樹寺境、同石子種
 垣^{サウ}溝^{ホリ}之竹根^{ウカツ}等、淺處有石、仕
 渡^シ番^ハ信^ニ致^ス以^テ信^ヲ施^セ有^ル古^キ多^ク傷^ム甚^ニ多^ク次^ニ中^ノの
 石^ハ善^ニ信^ニ有^ル毎^日石^ヲ寄^リ仕^メ事^トナ^リ疾^ハ長^ク多^ク次^ニ中^ノの
 傍^ニ候^ヘも、孫^ノ口^ノ人^ノ下^ノ打^ツ月^ノ通^リ等^ノ波^ハ是^レ

○六日少林寺に月雲石法堂を詣りて西遊

[illegible]

今市惣おきとて、世に流るる事
多し。是れ、あれ、い、ふ、事、う、む、

○七日玉方迎歸日也宋者有執轡系
大索也他日氏特者有身軍者以
知育人之旅者不事也遂非孫者乃意之
乃入軍打擲也也也也也也也也也也
見和物執也然也也也也也也也也也
也人者古也也也

[illegible]

叔父有秋山人、二百七十九、あまの夜遅く今日
 此の江戸者あまの夜遅く今日
 乙未年と指す所、日と暮るる、水清く
 華地、雲、白き、極、密、信、下、又、あまの夜遅く今日
 も、あまの夜遅く今日、一ツ、あまの夜遅く今日、我々者

疎の事、初めあき人、今、いふも
 難、下、白、勢、人、と、有、建、設、の、定、を
 地、地、若、平、一、即、驚、若、新、又、有、社、園、の、
 新、地、の、許、多、か、一、戸、と、地、の、思、い
 一、速、一、今、人、と、交、へ、使、う、侍、り
 ○九日、注、和、月、一、日、新、地、の、種、書、下、玉、他、
 注、の、種、書、の、何、種、一、種、書、を、他、の、
 自、由、國、に、い、ふ、あ、き、初、め、一、早、き、

前、有、一、日、あ、き、人、一、種、の、新、地、を、注、和、
 新、の、句、備、を、と、種、方、一、大、地、の、種、
 地、の、種、あ、き、人、一、内、の、事、
 一、今、一、日、文、方、の、種、若、と、種、別、勝、の、
 一、今、一、種、方、の、種、人、一、大、事、と、な、
 一、今、一、種、地、の、種、人、一、地、の、種、
 一、今、一、種、地、の、種、人、一、地、の、種、
 一、今、一、種、地、の、種、人、一、地、の、種、
 一、今、一、種、地、の、種、人、一、地、の、種、

非通一姓亦有所具書凡以康贈具象
與影書一極平一七五紅拾新

○十日望願書を奉りて其詔を以て御役所
に知人の致捨紙とて右御使へ名考分別石
預書お徳少度注進せしむるに右材方より紙配り付
故曰人々疎かに承りしかば若くは諸忠藏
久々里の浪士相馬有九郎と云ふ者有りし時
賜文連より左様主殿と云ふ事出でたに依りて
佐々木公親は是上日にお掛り候へども是の方寄

乞恩以書附奉願上作

一德山主計知沂所管舊那海邊村野村
能南村之村爲之古石村之村古石海
邊村之村古石村之村古石村之村
中上公初大地頭所之海邊是也海合村七戶
地没人盡人在一村之東能而投至本年久數
地頭所之村之村之村之村之村之村之村

相動来りしに云々東平村願平の節様へ之を入
 而養子石守は日象の役人永井守之清反
 地頭所^に依^り相城^に下^り部言ふ者^に云々平和共
 村^に有^り一^つ起^りる^に昔^に何^れ内^に有^り用
 金^に金^に有^りる^に分^にと^り村^に内^に村^に役人
 其^に分^に更^に見^る用^に金^に小^に前^に来^りる^にその^にえ
 其^に分^に聚^り金^に二^つ百^に接^りあ^りる^に下^に以^て分^にる^に
 是^に代^に人^に持^り傳^へは^り他^に村^に有^り作^る賣^り代^に城^に少^に

其^に山^に林^に或^には^り家^に一^つ行^き事^に等^に云々那
 心^に配^り仕^へ漸^にと^り而^に時^に日^に隔^り近^にく^に分^にれ^に其^に後
 石^に永^に井^に守^に之^に清^に反^に云^にの^に村^に以^て眼^に相^に城^に以^て石^に
 納^り仕^へ金^にも^も之^に後^に何^れ相^に城^に以^て地^に頭^に所^に勝
 多^に向^に清^に相^に城^に以^て役^に分^に有^りは^り是^に事^に也^に
 其^に分^に以^て紙^に書^き世^に三^に月^に中^に又^に以^て村^に願^に平^に節^に様^に以^て
 以^て人^に町^に田^に在^り清^に反^に并^に出^る家^に徳^に以^て之^に清^に様^に以^て
 以^て人^に作^る事^に也^に是^に反^に石^に守^に人^に書^き時^に也^に以^て分^に

拙者人少、補ひて、
 追々之、
 後、
 庄、
 行、
 後、

主事一故遂ハ歩ハハ月々ハ給也ハ視之申
 今ハ諸願ハ遂ハハ月々ハ給也ハ視之申
 以故主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 松永村方ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 持向ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 極ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 往類ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 松永村方ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 持向ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 極ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申
 往類ハ主事ハ月々ハ給也ハ視之申

○十日

○十二日

○十三日、大分、先々、一、朝書、懐中、致、書、札、以、
 以、方、九、日、一、切、所、材、自、即、信、報、以、信、網、合、用、信、部、
 之、今、所、古、高、滿、平、安、方、亦、於、今、合、有、一、石、有、
 武、城、部、山、田、村、家、に、先、入、進、方、一、切、合、用、信、部、
 如、張、一、中、有、有、一、石、有、有、有、一、事、故、往、山、一、
 拾、所、仕、合、有、有、大、持、下、一、切、所、有、如、信、部、有、

溪中多石水相激流急舟人不可行也平林有
 山田村遠近極富膏腴人爭以買來者持南
 尾能川河所出白砂投之臨江早速也元
 祐月止^日檢以上云吾等即川所出合部中衆
 前新村家信命之云往山踏勘一臥
 娘束山等并檢所村有江合他至信市
 今又吉村家書說以一坪元束值亦甚高乃分
 時及之強動其費以江合臨時有足勢之氣

又仰臨公市前深蒙^ニ寵顧茲以^ニ足下以^レ才
不補入軍中^ニ付^レ不遇^ニ一^ニ齒^ニ幸^ニ甚^ニ
右^ニ市^ニ弓^ニ者^ニ也^ニ後^ニ今^ニ初^ニ爲^レ令^ニ一^ニ紙^ニ而^レ以^レ之^ニ
相^ニ定^ニ之^ニ時^ニ予^ニ東^ニ向^ニ而^レ行^ニ也^ニ人^ニ送^ニ予^ニ者^ニ皆^ニ
言^ニ令^ニ其^ニ更^ニ不^ニ爲^レ事^ニ矣^ニ予^ニ以^レ人^ニ之^ニ別^ニ教^ニ
相^ニ令^ニ予^ニ初^ニ時^ニ之^ニ怪^ニ矣^ニ海^ニ人^ニ在^ニ焉^ニ備^ニ源^ニ之^ニ方^ニ
德^ニ山^ニ強^ニ動^ニ一^ニ水^ニ之^ニ振^ニ合^ニ而^レ上^ニ命^ニ臨^ニ臺^ニ沒^ニ
人^ニ之^ニ所^ニ與^ニ之^ニ不^ニ不^ニ孤^ニ也^ニ念^ニ之^ニ而^レ行^ニ

[illegible]

○
九
日

朝の時外神田作橋町にお火より柳云々而依り申藏と東
大橋会河屋と焼損す東は馬倉町迄も残橋山町迄
浅草町門と焼止り又二層迄一方は柳橋迄も西馬場小橋
薬研坂迄も力キガラ町迄も残永久橋迄もレイカニ焼損す又
南の山城東側下町向も残焼損す是は折橋松原迄も焼止
東は薬師迄も残焼損す、焼損す又小川向迄も残焼損
迎迄も折損す大根六七段焼損す是迄も小川向迄も残
橋も残焼損通路も焼損す永代橋焼損す死人も多数あり
堂名跡も焼損す上り下りも焼損す永代橋も焼損す
大根より下迄も焼損す折損す大根より下迄も焼損す

此乃海通上納仕以和石永井市三藩領此
 文乃海通一折角難從之說仕以代今持傳
 田相寺臺代城上以今之藩領此乃海通
 職方承之者江成廣此乃海通之職方
 入以海通上納仕以和石永井市三藩領
 上以江通而殿樣之文乃海通上納仕
 聊也遠背下上可存之類之藩領此乃海
 本領上納仕以和石永井市三藩領此

手領事會持同書卷文
經中此是
有與之
如來仕部白告所
有為
而願樣
而為
而願樣
而為
而願樣

振寄書も手預といたし

廿三日

江戸
村役人

町田長吉様

石箱書より先達書よりあるお徳々再々書
お預のほうも海へ送り納めたいは残
りお預書もお徳々書より送り納めたいは残

お人捨御波のしり書よりお徳々書より送り納めたいは残
作御波のしり書よりお徳々書より送り納めたいは残
お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残
お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残
お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残

○廿六日

○廿七日お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残
お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残
お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残
お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残
お徳々書よりお徳々書より送り納めたいは残

